（公印省略）

神健保医第1879号-3

令和４年２月24日

公益社団法人神戸市民間病院協会

会長　　西　昂　様

神戸市保健所長　楠　信也

新型コロナウイルス感染症に対応するための「巡回診療の医療法上の

取り扱いについて」等の読替えについて（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より別紙のとおり通知があり、本市における運用は、下記のとおり予定しています。

運用開始は、今後厚生労働省がとりまとめを行う対応自治体のリストの公表後に本市ホームページにてお知らせする予定としておりますので、予めお知らせします。

つきましては、貴下会員に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和４年２月９日付厚生労働省医政局総務課事務連絡　別紙のとおり

２　概要

巡回診療（巡回健診等を含む。以下同じ。）については、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年６月20日医発第554号厚生省医務局長通知。以下「昭和37年通知」という。）及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」（平成７年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知。以下「平成７年通知」という。）により実施の円滑化が図られているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における巡回診療の臨時的・特例的な取扱いとして、昭和37年通知及び平成７年通知をそれぞれ読み替えて適用し、巡回診療の実施場所が県外であっても医療機関所在地の保健所への届出とし、保健所間での情報共有を行って差し支えないものとされたもの。

３　本市の運用

別添のとおり

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp